

令和 5 年 3 月 13 日

お客様各位

青森県信用組合

令和 5 年 3 月 13 日以降の当組合役職員のマスク着用について

新型コロナウイルスの感染拡大により影響を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。

当組合では、厚生労働省「令和 5 年 3 月 13 日以降のマスク着用の考え方について」を受け、今後ともお客さまと職員の健康を最優先とする観点から、お客様におかれましては、以下の点についてご理解とご協力を賜りたくお願い申し上げます。

当組合では、引き続き新型コロナウイルス感染拡大防止に取り組むとともに、事業資金の円滑な資金供給や貸付条件の変更等、ならびに個人のお客さまのローンのご相談についても迅速な対応に努めて参ります。

1. 当組合役職員のマスク着用等について

業務上お客さまとの接触機会が多い点を鑑み、勤務時間中及び渉外活動中等、お客さまと接触する際はマスクを着用し感染予防対策に努めて参ります。また、店舗内パーテーションは現状のまま設置いたします。ご対応時にはお聞き苦しいところがあるなど、ご不快に感じられるかと存じますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

2. お客さまのマスク着用等について

お客さまのマスク着用に関しては個人の判断に委ねるものと思いますが、来店時の手指の消毒や、ロビーでお待ち頂く際は他のお客様と間隔を広くお取り頂くなど、感染防止へのご協力をお願いいたします。

以上